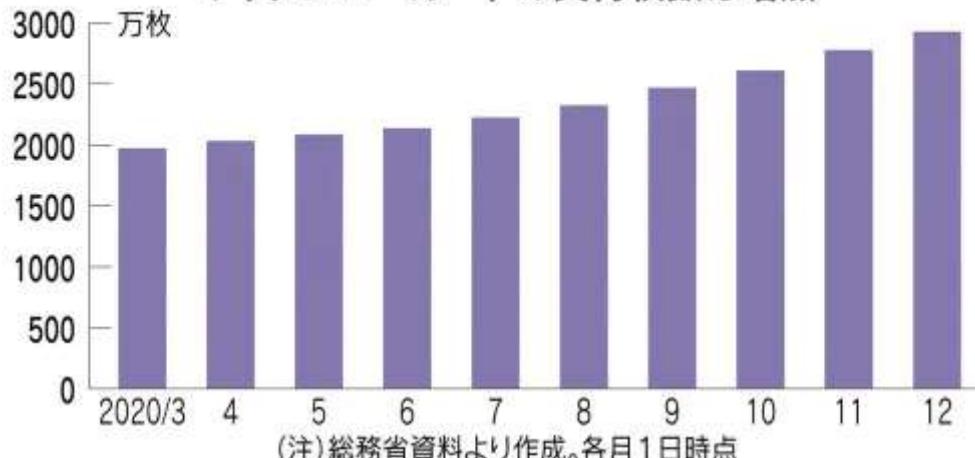


# 病院でもマイナンバーカード 保険証を代替 控除も楽に

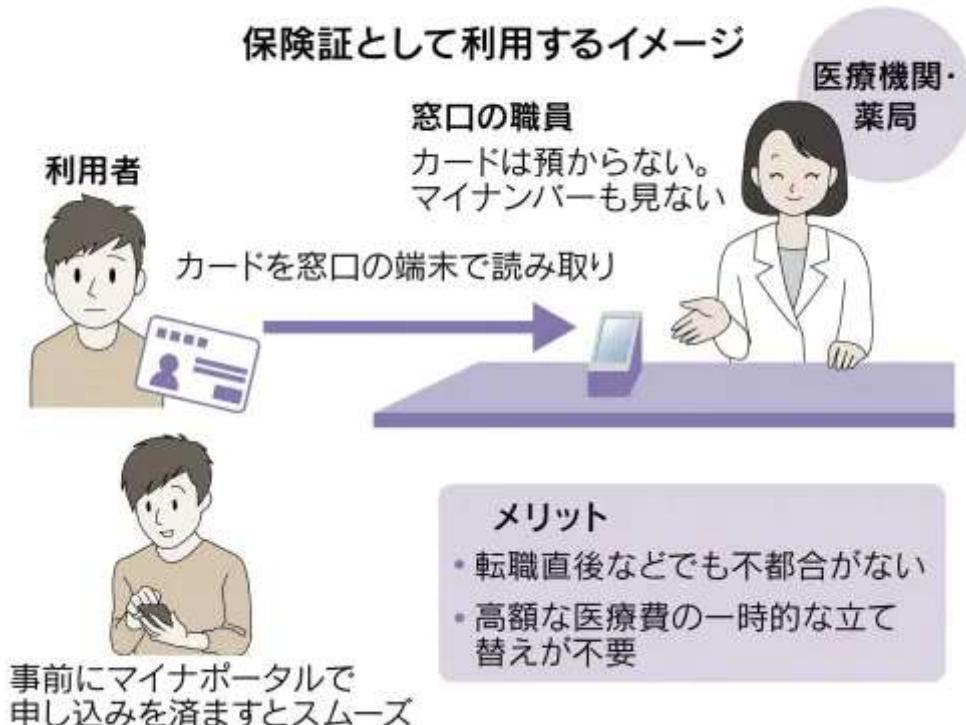
2020/12/12付 | 日本経済新聞 朝刊

新型コロナウイルス感染拡大を受けた特別定額給付金の申請、「マイナポイント」の提供——。2020年はマイナンバーカード（マイナカード）が過去になく話題に上った。来年からは健康保険証代わりになるなど、今後も使われる場面が広がりそう。今、知っておきたいマイナカードの活用法をまとめた。

## マイナンバーカードの交付枚数は増加



### 保険証として利用するイメージ



### 今後、利用できる場面が広がる

現状の利用例	<ul style="list-style-type: none"><li>・顔写真付き身分証明書</li><li>・コンビニで住民票などを取得(地域による)</li><li>・マイナポイントの取得</li></ul>
今後の追加予定	<ul style="list-style-type: none"><li>・健康保険証の機能を搭載可能に(21年3月)</li><li>・確定申告の医療費を自動入力(21年9月分から)</li><li>・運転免許証と一体化(数年内)</li></ul>

マイナカードは国内在住者が持つ12桁のマイナンバー、顔写真、氏名などが載ったプラスチック製カード。取得は任意で、通常は郵送やインターネットで申請の手続きをし、市区町村の窓口などで受け取る。今年に入り取得する人が増えており、12月1日時点の交付枚数は約2900万枚と人口の約23%に達する。

21年3月からは健康保険証として使えるようになる。マイナカードがあれば保険証を持ち歩く必要がなくなり、転職直後などで保険証が手元にないときも、通常の保険診療を受けられる。厚生労働省によれば開始時点での医療機関などの約6割で対応する予定だ。

医療費が高額になった場合などの利便性も高まる。例えば1カ月単位で医療費の自己負担額の上限を定める高額療養費制度。従来は加入する健康保険組合などが発行する「限度額適用認定証」といった書類を用意していないと、高額の医療費を立て替える必要がある場合があった。マイナカードを使えば自己負担額の上限を超える分の支払いは初めから免除される。

実際に病院などでマイナカードを使う場合は、窓口の顔認証機能を搭載した専用の読み取り端末を自分で操作する。病院の職員らがカードを預かったりマイナンバーを見たりすることはない。

専用端末は政府が運営するシステムにつながっており、カードの情報を基に、その人がどの健康保険に加入し、高額療養費の上限はいくらか、といった情報が病院に伝わる。こうした情報の大半は保険証を提示した際にも扱われる。病院から見れば保険証と同じ本人の情報が取得できるので保険診療として扱えるというわけだ。

マイナカードを健康保険証として使う際には、あらかじめ政府のサイト「マイナポータル」で開始手続きをしておく必要がある。対応する医療機関などの窓口なら、原則としてその場で開始手続きをして、使うことも可能だ。

21年分（22年に手続き）以降の確定申告で、医療費控除を受ける際にもメリットがある。医療費控除の申告ではどの医療機関や薬局でいくら払ったかを記載した明細書が必要。カードを持った人が専用のサイトなどで手続きをすれば、必要な情報が自動で入力された申告書を作成できる。本人が希望すれば、医療費の支払い実績を政府のシステムを通じて取得できる仕組みになるためだ。

取引の実績をマイナカードなどを使って取得する機能は、既に一部の生命保険の保険料や住宅ローンの控除でも使われている。医療費控除で使える情報は「21年9月以降分」（厚生労働省）なので、21年8月までの分は自分で入力する必要がある。22年の支払いからは、領収書などを一つ一つ確認しながら明細書を記入する作業から多くの人が解放されそうだ。

既にマイナカードを保有している人はマイナポイントの取得を忘れないようにしたい。このほど制度の延長の方針が固まり、21年9月末までに入金や決済をした分についてポイント還元の対象となる。対応するキャッシュレス決済サービスを登録したうえで支払いに使ったり入金したりすると、最大で1人5000円相当のポイントを獲得できる。

マイナカードを保有していない人も21年3月末までに発行を申請すればポイントを獲得できる。ただ、これからカードを取得する人は取得に時間がかかる可能性に気を付けたい。新型コロナウイルスの感染拡大の余波で、従来より手続きに時間がかかっている。総務省によると、申請から発行まで3ヶ月程度かかる自治体もあるようだ。

マイナカードは運転免許証との一体化が検討されるなど、今後も利便性の向上が期待されている。一方で機能が増えると紛失した場合のリスクが高まると考える人も多いだろう。大和総研の是枝俊悟・主任研究員は「紛失時の手続きは、基本的にクレジットカードと同様と考えておくといい」と話す。紛失したときは専用の窓口に電話すれば機能を停止できる。カードの取得はあくまで任意だが、利便性の向上を機に保有を考えてみてもよいかもしれない。

(堀大介)

本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は、日本経済新聞社またはその情報提供者に帰属します。また、本サービスに掲載の記事・写真等の無断複製・転載を禁じます。

Nikkei Inc. No reproduction without permission.